

訪問看護重要事項説明書

(令和6年11月1日現在)

1 なないろ訪問看護ステーション概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	株式会社はぴえすと
所在地	愛知県名古屋市中川区 上脇町1丁目26番地アクティブ上脇B号
介護保険指定番号	2361090679
法人種別	株式会社
代表者	村瀬 祐介
事業所管理者	村瀬 こずえ
電話番号	052-364-7389
職員数	2.5名 以上
サービスを提供地域	名古屋市 中川区、港区、熱田区、中村区、南区、中区、弥富市 あま市、津島市、海部郡蟹江町、海部郡大治町、海部郡飛島村

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

なないろ訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) 営業日・時間

営業日	月曜日から金曜日
休日	土日、祝日 年末年始12月29日～1月3日

(2) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

①医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア

- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ②リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防
 - ・認知予防指導（趣味の活用・遊戯リテーションなど）
- ③介護者 に対して
 - ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言

5 利用料金

- (1)利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別表1～5)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3)交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別表2)に定めたとりの費用を支払うものとします。

6 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の25日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービス終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなった場合
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に對して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 - ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
 - ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
 - ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
 - ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

9 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 サービスの内容に関する苦情

なないろ訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業所の窓口】	なないろ 訪問看護ステーション 電話番号 052-364-7389 FAX 052-387-6149 管理者 村瀬 こずえ
【市町村（保険者）の窓口】	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 電話番号 052-959-3087
【公的団体の窓口】	愛知県国民健康保険団体連合会 電話番号 052-971-4165

11 防止・対策・研修への取り組み

（１）虐待防止

- ①事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたりと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。【責任者：村瀬 こずえ】

（２）身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- ①事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ②事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（３）認知症ケア

当事業所は、利用者の認知症ケアのため、次の措置を講ずる。

- ①当事業所の全従業者へ、認知症ケアに関する研修を定期的に実施する。また認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的として実施する。
- ②認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
- ③パーソン・センタード・ケア（いつでも、どこでも、その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

（４）感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

（５）ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

（上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

（６）業務継続へ向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（７）職員の研修について

事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

○採用時研修 採用後１ヶ月以内 ○継続研修 年１回以上

個人情報保護方針

当事業者は保有するご利用者様およびご家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めます。個人情報に関連する法律および厚生労働省の「医療者・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、地域の方々から広く信頼をいただけるように、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用（第三者提供を含む）、開示および委託

- ① 個人情報を取得する際には、利用目的を説明し、その範囲内で公正かつ適正な方法で取得・利用します
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、ご本人の同意を頂きます。
- ③ 当事業者が委託及び連携する際には、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインを遵守する事業者を選定します。委託にあたり個人情報に係る契約と交わし、委託先に対して適切な監視をします。また、連携先に対しても相応の対応を行うように努めます。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 個人情報の取扱いを職員等に周知徹底するために、個人情報取扱いに関する規定類を整備し、必要な研修を行います。
- ② 個人情報の不適切な閲覧、漏洩、紛失、改ざん、破壊などの予防及び安全対策のため、当事業者に於いて規定類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・提示・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

当事業者はご利用者及びご家族の個人情報について開示・提示・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には速やかに対応します。

4. 相談及び苦情への対応

当事業者は、個人情報の取扱いに関する相談及び苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

【事業者】愛知県名古屋市中川区上脇町1丁目26番地アクティブ上脇B号
株式会社 はびえすと
代表取締役 村瀬 祐介

【事業所】愛知県名古屋市中川区上脇町1丁目26番地アクティブ上脇B号
なないろ 訪問看護ステーション （指定番号 2361090679 名古屋市）
管理者 村瀬 こずえ

別表 1

訪問看護：医療保険利用料金表

※各種健康保険・公費医療制度が適応されます。

【 訪問看護 】

サービス内容	備考	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費 I	看護師等：週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師等：週 4 日目以降	6,550 円	670 円	1,310 円	1,970 円
基本療養費 II 同一建物住居者で同日に 2 人訪問した場合	看護師等：週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師等：週 4 日目以降	6,550 円	670 円	1,310 円	1,970 円
基本療養費 II 同一建物住居者で同日に 3 人以上訪問した場合	週 3 日目まで	2,780 円	280 円	560 円	830 円
	週 4 日目以降	3,280 円	330 円	660 円	980 円
基本療養費 III		8,500 円	※ご利用者が入院中で、在宅療養に向けて一時的に外泊している者に対し、主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金である。		
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850 円			
注) 1. 看護師等とは、保健師・助産師又は看護師を指します。 2. 基本療養費 I・IIともに、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合は、週 4 回以降も週 3 回までの料金が適応されます。					

訪問看護管理療養費 (月の初日の場合)	機能強化型 1	13,230 円	指定訪問看護を行うにあたって、安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び精神訪問看護計画書を当該利用者の主治医に対して提出すると共に、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問都度算定する。
	機能強化型 2	10,030 円	
	機能強化型 3	8,700 円	
	機能強化型以外	7,670 円	
訪問看護管理療養費 (月の 2 日目以降)	機能強化型 1	3,000 円	
	機能強化型 2		
	機能強化型 3		
	機能強化型以外		

別表2

訪問看護：医療保険加算

【各種加算】

項目	料金	項目	料金
24 時間対応体制加算 (1月につき)	6,520 円	訪問看護ターミナルケア 療養費 1	25,000 円
特別管理加算	2,500 円	訪問看護ターミナルケア 療養費 2	10,000 円
特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000 円	乳幼児加算 (別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1日につき)	1,800 円
難病等複数回訪問加算 (1日 2回)	4,500 円	乳幼児加算 (上記以外 1日につき)	1,300 円
難病等複数回訪問加算 (1日 3回以降)	8,000 円	訪問看護情報提供 療養費 1 (1月につき)	1,500 円
緊急訪問看護加算 (1日につき) 14日まで	2,650 円	訪問看護情報提供 療養費 2 (1月につき)	1,500 円
緊急訪問看護加算 (1日につき) 15日以降	2,000 円	訪問看護情報提供 療養費 3 (1月につき)	1,500 円
早朝・夜間訪問看護加算	2,100 円	退院時共同指導加算	8,000 円
深夜訪問看護加算	4,200 円	退院支援指導加算	6,000 円
複数名訪問看護加算 (週 1 回)	4,500 円	訪問看護医療DX情報活用加算	50 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) ※ 1	780 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円		
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円		
特別管理指導加算	2,000 円		

※1訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者1人につき月1回に限り算定

【自費項目】	
エンゼルケア(死後の処置料)	10,000 円(税込み)
キャンセル料	2,000 円
訪問看護(自費) 30 分ごとに ※2 参照	6,000 円(税込み)

※2 訪問看護自費訪問は長時間の場合、割引あり

夜間(18時～22時) 早朝(6時～8時)の訪問は25%増

深夜(22時～6時)の訪問は50%増となります

別表3

訪問看護：介護保険利用料金表

【 訪問看護費 】

名古屋市=3級地 1単位=11.05円

介護サービス内容	詳細	単位数	1割 負担※2	2割 負担※2	3割 負担※2
訪問看護 I1	20分未満	314単位	347円	694円	1,041円
訪問看護 I2	30分未満	471単位	520円	1,041円	1,561円
訪問看護 I3	30分以上 60分未満	823単位	909円	1,819円	2,728円
訪問看護 I4	60分以上 90分未満	1,128単位	1,246円	2,493円	3,739円
訪問看護 I5※1	1回20分	294単位	325円	650円	975円
訪問看護 I5超※1	1日の訪問が 40分超える場合	294単位 ×90%	292円	585円	877円

【 介護予防訪問看護費 】

介護サービス内容	備考	単位数	1割 負担※2	2割 負担※2	3割 負担※2
訪問看護 I1	20分未満	303単位	335円	670円	1,004円
訪問看護 I2	30分未満	451単位	498円	997円	1,495円
訪問看護 I3	30分以上 60分未満	794単位	877円	1,755円	2,632円
訪問看護 I4	60分以上 90分未満	1,090単位	1,204円	2,409円	3,613円
訪問看護 I5 ※1・3	1回20分	284単位	314円	628円	941円
訪問看護 I5超 ※1・3	1日の訪問が 40分超える場合	284単位 ×50%	157円	314円	471円

別表4 訪問看護：介護保険加算

支給限度額に含まれる加算 支給限度額内であれば、ご利用者様の自己負担は変わりませんが、限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

加算項目	内容	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算(Ⅰ) (退院初日)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対し訪問看護を提供した場合	350 単位	387 円	774 円	1,161 円
初回加算(Ⅱ) (退院日翌日以降)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対し訪問看護を提供した場合	300 単位	332 円	663 円	995 円
長時間訪問 看護加算 (訪問 1 回)	特別管理加算を算定している利用者様対象 1 回に 90 分を超える訪問	300 単位	332 円	663 円	995 円
退院時共同指導加算 (月 1 回)	特別管理加算を算定している利用者様(月 2 回) 看護師等が主治医などと連携して在宅生活での療養上必要な指導を行う事で算定	600 単位	663 円	1,326 円	1,989 円
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間(18 時～22 時) 早朝(6 時～8 時)の訪問	25%増			
深夜 訪問看護加算	深夜(22 時～6 時)の訪問	50%増			
複数名 訪問加算	看護師等複数で訪問(週 1 回)	30 分以上 402 単位	444 円	888 円	1,333 円
※1 人以上の看護 職員と同行	2 人で訪問	30 分未満 254 単位	281 円	561 円	842 円
	看護師等と補助者訪問 (資格は問わない)	30 分以上 317 単位	350 円	701 円	1,051 円
	2 人で訪問	30 分未満 201 単位	222 円	444 円	666 円

支給限度額に含まれない加算 限度額を超えた場合でも介護保険から 7～9 割給付されます。

加算項目	内容	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急時訪問看護 加算(月 1 回)	ご利用者様やご家族からのご相談、緊急訪問に 24 時間対応	574 単位	634 円	1,268 円	1,903 円
特別管理加算(Ⅰ) (月 1 回)	別表 8 で①に該当する方	500 単位	553 円	1,105 円	1,658 円
特別管理加算(Ⅱ) (月 1 回)	別表 8 で②～⑤に該当する方	250 単位	276 円	553 円	829 円
ターミナルケア加算	①主治医との連携の下に、在宅での終末期看護を提供する ②ご利用者様及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他関係者との連携する ③ターミナルケアの支援体制について利用者様及びご家族へ説明した上でターミナルケアを行い、ケアの提供について訪問看護記録書に記載する	2,500 単位	2,763 円	5,526 円	8,289 円
口腔連携強化加算	歯科専門職の連携下、口腔衛生状態や口腔機能の評価を行う加算(月 1 回)	50 単位	553 円	1,106 円	1,659 円

別表5 訪問看護（精神科）：医療保険利用料金表

【精神科療養費】 ※各種健康保険・公費医療制度が適応されます。

サービス内容	備考	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神訪問看護 基本療養費 I	看護師等：週3日目 まで30分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師等：週3日目 まで30分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,970 円
	看護師等：週4日目 以降30分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,665 円
	看護師等：週4日目 以降30分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
①訪問看護管理療養費 (月の初日の場合)	機能強化型以外	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
②訪問看護管理療養費 (月の2日目以降)	機能強化型以外	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護情報提供 療養費 1 (月 1 回)	利用者様の居住地を管 轄する市町村、指定特 定相談支援事業者から の求めに応じて、指定訪 問看護状況を示す文書 を添えて各福祉サービ スを有効に提供する為 に情報提供する場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供 療養費 2 (各年度 1 回)	当該学校指定特定相談 支援事業者からの求め に応じて、指定訪問看護 状況を示す文書を添 えて各福祉サービスを有 効に提供する為に情報 提供する場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供 療養費 3 (月 1 回)	在宅から保険医療機関 等に療養の場所を更 える利用者様に同意 を得て訪問看護情報 を提供する場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円
注) 1. 看護師等とは、保健師・助産師又は看護師を指します。 2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合は、週 4 回以降も週 3 回までの料金が適応されます。					